

西東京市民文化プラザ条例

(設置)

第1条 地域に親しまれ、心に潤いと豊かさをもたらす場の創出を目指し、市民の文化芸術活動を支える環境づくりのため、西東京市民文化プラザ（以下「文化プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 西東京市民文化プラザ

位置 西東京市田無町四丁目15番12号

(事業)

第3条 文化プラザは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽、展示等の文化芸術の振興に関すること。
- (2) 市民の文化芸術活動の奨励・普及に関すること。
- (3) 文化芸術活動を行う団体等の育成に関すること。
- (4) 文化プラザの施設（以下「施設」という。）及びこれに附属する設備、備品等（以下「附属設備」という。）の利用に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化プラザの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるもの（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (3) 施設等の利用の承認に関すること。
- (4) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減額、免除及び還付に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(休館日)

第5条 文化プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 建物の休業日及び特別点検日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 文化プラザの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(利用の承認)

第7条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ施設等の利用の申請（以下「利用申請」という。）を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際して、管理運営上必要な条件を付することができる。

3 施設等の連続利用の期間については、同月内において5日を上限とし、スペースを展示室として利用する場合には、同月内において10日を上限とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用の承認の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号のほか、施設等の管理運営上支障があるとき。

(利用料金)

第9条 第7条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に、利用料金をその利用の承認を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 第9条の規定により既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が、規則で定める期日までに、利用申請の取下げを行ったとき。

(3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(施設等の変更禁止)

第12条 利用者は、施設等に特別に設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認を取り消し、その効力を停止し、又は利用を制限することができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用申請の目的又は利用の条件に違反したとき。
- (4) 災害、事故その他の事由により、利用することができなくなったとき。
- (5) 虚偽の利用申請があったとき。
- (6) 前各号のほか、利用が適切でないとき。

2 前項の規定により、施設等の利用を制限され、若しくは停止され、又は利用の承認を取り消されたことによって、利用者に損害が生じることがあっても、西東京市（以下「市」という。）及び指定管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、利用申請の目的以外に施設等を利用し、又はその利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体（次条から第18条までにおいて「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申込み)

第16条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

- (1) 文化プラザの事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第17条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第18条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができるものと認められる団体を、指定管理者の候補（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

- (1) 文化プラザの平等な利用を確保し、及び利用者へのサービス向上を図ることができること。
- (2) 事業計画書の内容が文化プラザの効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理業務ができること。
- (3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他市長が別に定める基準
(指定管理者の指定)

第19条 指定管理者の指定は、指定候補者について、法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第20条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第21条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第22条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第24条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。

- (2) 管理業務を継続することが適当でないとき。
 - (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
 - (4) 第18条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- 2 前項の規定により監督上される処分（指定管理者の指定を取り消す処分を除く。）については、西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

（個人情報等の取扱い）

第26条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を第22条に規定する協定に基づき講じなければならない。

- 2 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

（情報公開）

第27条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第22条に規定する協定に基づいた対応を行うものとする。

（原状回復の義務）

第28条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第13条第1項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに施設等を原状に回復する義務を負う。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、その指定期間を満了したとき、又は第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 3 市長は、利用者又は指定管理者が前2項に規定する原状回復の義務を履行しなかったときは、利用者又は指定管理者に代わってこれを行い、その費用は利用者又は指定管理者の負担とする。

（損害賠償の義務）

第29条 利用者又は指定管理者は、施設等を損傷し、滅失し、又は原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（市長による管理）

第30条 第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、臨時に文化プラザの管理運営を行い、

別表第1及び別表第2に規定する額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

- 2 前項の場合にあつては、第7条、第8条、第9条第1項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第28条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定を準用する。この場合において、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第28条第1項ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「規定利用料金」とあるのは「規定使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、指定管理者の公募及び指定並びに施設等の利用に係る事務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

(指定管理者の指定期間の特例)

- 3 施行日以後に初めて指定管理者を指定するときは、指定管理者の指定期間を令和10年3月31日までとする。

別表第1（第9条、第30条関係）

施設の利用料金の限度額表

施設	利用時間の区分			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
スペースA	2,500円	3,300円	3,900円	8,700円
展示室として利用する場合				6,500円

スペースB	1,900円	2,500円	3,000円	6,600円
展示室として 利用する場合				5,000円
スペースC	2,200円	2,900円	3,400円	7,500円
展示室として 利用する場合				5,600円
スペースD	1,800円	2,400円	2,800円	6,200円
展示室として 利用する場合				4,700円
会議室1	600円	800円	1,000円	2,200円
会議室2	400円	600円	700円	1,600円
防音室	1,400円	1,900円	2,400円	4,900円

備考

- 1 利用時間には準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 2 午前及び午後の区分又は午後及び夜間の区分を引き続き利用する場合の中間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 3 市外に住所を有する者及び市外に所在する法人、団体等が利用するときの利用料金は、この表に規定する額（以下「規定利用料金」という。）に2割に相当する額を加算した額とする。
- 4 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、入場料を徴収する区分に係る規定利用料金（備考3に該当する場合は、備考3により加算した額とする。）に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を規定利用料金に加算した額とする。
 - (1) 入場料の最高額が1人301円以上500円以下 規定利用料金の3割
 - (2) 入場料の最高額が1人501円以上1,000円以下 規定利用料金の4割
 - (3) 入場料の最高額が1人1,001円以上2,000円以下 規定利用料金の5割
 - (4) 入場料の最高額が1人2,001円以上3,000円以下 規定利用料金の8割
 - (5) 入場料の最高額が1人3,001円以上 規定利用料金の10割
- 5 利用時間の延長又は繰上げは、管理上支障のない場合で1時間未満に限り承認することができる。この場合の利用料金は、延長又は繰上げをしようとする直近の区分の規定利用料金（備考3又は備考4に該当する場合は、備考3又は備考4により加算した額とする。）の3割に相当する額とする。
- 6 利用料金の10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第9条、第30条関係）

附属設備の利用料金の限度額表（1区分当たり）

種別	単位	限度額
一般設備	1本、1式又は1台	3,000円